# 令和7年度 さいたま市立田島小学校いじめ防止基本方針

#### I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童(生徒)にも起こり得る」という基本 認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きな い学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立田島小学校いじめ防 止基本方針」を策定した。

## Ⅱ 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」という認識をもちます。
- 2 学校の教職員がいじめを発見または相談を受けた場合は、速やかにいじめ対策委員会に当該 いじめに係る情報を報告し、組織的な対応を図ります。
- 3 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まずに、全職員で一丸となって組織的に対応します。
- 4 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を深めます。
- 5 学校の教育活動全体を通じて、道徳教育、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、 児童への指導を組織的に行います。

## Ⅲ いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「けんかやふざけ」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」 状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。ただし、これらの要件が 満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む) が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### IV 組織

- 1 いじめ対策委員会(「いじめ防止対策推進法」第22条)
- (1) 目 的: 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員:校長、教頭、生徒指導主任、主幹教諭(教務主任)、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、PTA会長、主任児童委員、民生委員、自治会長、
  - ※必要に応じて、警察関係者、さわやか相談員、医師、弁護士、大学教授、育成会等構成員以外の関係者を招集できる。

#### (3) 開催

- ア 定例会(年2回程度開催)
- イ 校内委員会(学校委員会と兼ねて開催)
- ウ 臨時部会(必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催)
- (4) 内容

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって 中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

#### 【未然防止】

- ・学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、 定期的検証を行う。
- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

#### 【早期発見・事案対処】

- ・いじめ早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動 等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩み等)が あった場合、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童への聞き取 り調査等により事実関係の把握と、いじめであるか否かの的確な判断を行う。
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と 保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 重大事態への対応

#### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成、実行、検証、修正 を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研 修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して、適切に機能しているか点検・ 見直しを行う。(PDCAサイクル)

- 2 子どもいじめ対策委員会
- (1) 目 的:いじめの問題を自分たちの問題と受け止め、自分たちでできることを主体的に 考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつ くろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員:児童会長、児童会役員、各委員会委員長
- (3) 開催:必要に応じて
- (4) 内容
  - ア いじめ撲滅に向けた話合いを主体的に行う。
  - イ 話合いの結果を学校に提言する。
  - ウ 提言した取組を推進する。
  - エ いじめの未然防止に向けた児童の主体的な組織を推進するため、各委員会の委員長や各 クラブの部長、学級委員を集まる話合いを開催する。

### Ⅴ いじめの未然防止

- 1 道徳教育の充実
- (1) 教育活動全体を通して
  - 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
  - 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- (2) 道徳の時間を通して
  - 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の 内容を取り上げて指導する。
- 2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して
  - 実施要項に基づき、各学校や児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組 む。
    - 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
    - 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
    - ・ 校長等による講話
    - ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
    - 学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動
- 3 「人間関係プログラム」を通して
- (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して
  - 「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたか な人間関係を醸成する。

- 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解消しよう」の 3 つの単元を通して、人と関わる際に必要となる力の定着を図り、いじめの未然防止に取 り組む。
- (2) 直接体験の場や機会を通して
  - 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだ人と かかわる際必要となる力を活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、い じめのない集団づくりに努める。
- (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして
  - 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。
- 4 SOSの出し方に関する教育
- (1) SOSの出し方に関する教育の充実
  - 学級経営を中心とした教育活動の中で、いつでもSOSが出せる態度を育成する。
- (2) 教育相談体制の充実
  - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、岸町相談室等多くの相談窓口があることの周知徹底を図り、児童の相談に共感的に対応することに努める。
- (3) 教職員の資質向上
  - 「ゲートキーパー研修」等を通して、自殺危機にある児童への初期介入スキルを習得及 び向上に努める。
- (4)「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して
  - 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談できるようにする。
  - 授業の実施:1年生以上 6月実施予定
- 5 メディアリテラシー教育を通して
- (1) 「スマホ・タブレット安全教室」の実施
  - 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
  - 「スマホ・タブレット安全教室」の実施:4・5年生 6月
- 6 保健体育科「心の発達」の授業を通して
- (1) 児童が、心は年齢とともに発達すること及び心と体は相互に影響し合っていることについて理解できるようにするとともに、不安や悩みへの対処について理解させる。
- (2) 授業の実施 5年生 11月
- 7 感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止
- (1) 新しい生活様式に則った学校生活における指導
  - 感染症に関する正しい情報の精選と、児童の発達段階に応じた指導を行う。
  - 新しい価値を作り出す活動や新しい価値に気付く場面を設定し、自他ともに自尊感情や 自己肯定感を高める環境づくりに努める。

- 差別的な言動に同調せず、自他の価値を尊重する態度を育成する。
- 8 保護者との連携を诵して
- (1) いじめは絶対許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

## Ⅵ いじめの早期発見(アセスメント・状況把握)

- 1 日頃の児童生徒の観察
  - 早期発見のポイント
    - ・ 児童のささいな変化に気付くこと。
    - ・ 気付いた情報を共有すること。
    - 情報に基づき、速やかに対応すること。
- (1) 健康観察:一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底等
- (2) 授業中:姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノートの落書き、隣と机が離れている等
- (3) 休み時間:独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる等
- (4) 給食: 班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番が押しつけられて いる等
- (5) 登下校指導:独りぼっち、荷物を持たせられる等
- 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施
- (1) アンケートの実施: 4月・10月・1月(年3回) ※必要に応じて実施する。
- (2) アンケートの結果:学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用:アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。 面談した児童について、記録をとり保存する。
- 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告
- (1) 簡易アンケートを学期に2回実施し、「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。
- 4 教育相談日の実施
- (1) 年3回、教育相談日を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。 教育相談体制の充実
- 5 保護者との情報共有
- (1) 個人面談の実施:6月
- (2) アンケート (学校評価):10月
- (3) アンケート結果の活用:アンケート結果に応じて、保護者と面談を行う。

面談した保護者について、学年・学校全体で情報共有する。

- 6 地域との連携
- (1) 民生委員・主任児童委員:年1回民生委員・主任児童委員懇話会の開催
- (2) 防犯ボランティア:年1回防犯ボランティア会議の開催
- (3) 学校運営協議会:年3回学校運営協議会の開催

### Ⅲ いじめの対応

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童の心のサポート、手引き、いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。また、構成員を招集し、いじめ 対策委員会を開催する。
- 教頭は、校長を補佐する。
- 主幹教諭(教務主任)は、校長、教頭の命を受け、連絡・調整を図る。
- 担任は、事実確認のため、情報収集を行う。また、いじめられた児童やいじめを知らせて きた児童の安全を確保する。さらに、いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるため の指導を行う。
- 学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。また、担当する学年の情報共有を行 う。さらに校長(教頭)に報告する。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。また、児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。さらに、校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、生徒指導主任と連携する。また、教育相談について調整する。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報 収集を行う。
- 養護教諭は、保健室での情報収集を行う。また、児童の心に寄り添った指導助言を行う。
- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、 児童へのカウンセリング等を行う。
- スクールソーシャルワーカーは、学校内におけるチーム体制の構築、連携及び調整を行 う。また、関係機関等とのネットワーク構築、連携及び調整を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかり把握し、異変を感じたときは、直ちに 学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報または情報の提供を行う。

## Ⅲ 重大事態への対応(「いじめ防止対策推進法」第28条)

○ 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされて

いる疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。

- 重大事態について
  - ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
    - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
    - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
    - 金品等に重大な被害を被った場合
    - 精神性の疾患を発症した場合 等
  - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
    - 年間30日を目安とする。
    - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒や保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性 があることから、次の対処を行う。
  - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
  - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
- ※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織(いじめ対策委員会を母体とした)を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。
- <教育委員会が調査主体となる場合>
- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

#### 区 研修

いじめの未然防止(「人間関係プログラム」の研修を含む)、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

- 1 職員会議
- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証

- 2 校内研修
- (1) 「わかる授業を進めること」
  - 授業規律の確保
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
  - 児童理解
- (3) 情報モラル研修
- (4)「ネットいじめ」に係る研修の実施
  - ア、ねらい 「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応するため
  - イ、回数 年に1回
  - ウ、情報教育部と連携して、児童の実態や発達段階に応じて内容を検討する。

### X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDC Aサイクルを行う。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期(PDCAサイクルの期間)の決定
- (1) 検証を行う期間:各学期
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
- (1) 「取組評価アンケート」の実施時期:10月とする。
- (2) いじめ対策委員会定例会の開催時期:6月、2月とする。
- (3) 校内研修会等の開催時期(予定)
  - ○5月 児童理解研修
  - ○7月 生徒指導に関する伝達研修、事例研修
  - ○8月 特別支援教育(人権教育を含む)に係る研修
  - ○3月 児童理解研修(次年度への申し送り)